

第1 立法措置①について

1 (1) イ 法案2条1号及び6条が、「虚偽」という多義的に解釈される漠然とした表現で、表現することを禁止することは、表現の自由（憲法（以下省略）21条1項）に反し、違憲の疑いがある。

ロ 法案2条1号、6条及び25条は、同様の、漠然とした表現で、刑罰を与えることとしており、罪刑法定主義（31条）に反し、違憲である疑いがある。

ハ 権利を制限する規定の文言の表現が漠然として明確性を欠くか否かは、一般人を基準にして、規定の文言を見れば、一見して何が規制されているかを読み取れるか否かによって判断すべきである（徳島市公安条例事件判例）。

本件で、「虚偽」（法案2条1号）とは、真実の反対語で使用されており、このような使用は、一般での使用法と一致しており、一般人を基準にして、規定の文言を見れば、どのような表現が規制されているか読み取れるといえる。

従って、本件で、「虚偽」という表現は明確性に欠けることはない。

ニ よって、本件で、法案2条1号及び6条が、「虚偽」という表現を用いて表現の自由を規制することは、21条1項に反せず、両条項号及び25条が、同表現で、刑罰を与えることとしていることも、31条に反せず、どちらも違憲ではない。

(2) イ 法案6条が、「何人も」や「公共の利害」という、非常に広汎な範囲に効力が及びかねない過度に広汎な表現で規定された規定で、表現することを禁止していることから、規制対象を特定できず、表現の自由（21条1項）に反し、違憲の疑いがある。

ロ 法案6条及び25条は、同様の、過度に広汎な表現で、刑罰を与えることとしており、規制対象を特定できず、罪刑法定主義（31条）に反し、

1 違憲である疑いがある。

2 ハ（イ） しかし、本件で「何人」と規定されていても、「虚偽であること
3 を知りながら、虚偽表現を流布し」（法案6条）た者と限定されて
4 いる。しかも、上記通り、「虚偽」に関しても、漠然とした表現とは
5 いえない。

6 従って、「何人」は、規制対象が限定できないほど過度に広汎な
7 表現であるとはいえない。

8 （ロ） また、法案の目的は、「社会的混乱が生じることを防止する」（法
9 案1条）ことであることからして、「公共の利害」とは、不特定多
10 数の者に混乱が生じかねない事実と限定的に解釈できる。

11 従って、「公共の利害」は、規制対象が限定できないほど過度に
12 広汎な表現であるとはいえない。

13 ニ よって、本件で、法案6条が、「何人も」や「公共の利害」という表
14 現を用いて表現の自由を規制することは、21条1項に反せず、同条及
15 び25条が、同表現で、刑罰を与えることとしていることも、31条に
16 反せず、どちらも違憲ではない。

17 2 法案6条及び25条が、虚偽表現（法案2条1号）を流布することを禁止し、
18 それに反すると、刑罰を与えることにしていることは、「言論」の自由（21条
19 1項）に反し違憲であるおそれがある。

20 （1） 21条1項は、一切の表現の自由を憲法上保障している。

21 一方、本件で問題となっているのは、虚偽表現であり、憲法上保障されな
22 いのではないかが問題となる。

23 しかし、表現の内容の真偽は、特定の者の判断で決めるべきではなく、多
24 数の者の自由な表現の交流の中での対抗言論の応酬を通じて真実へとたど
25 り着くべきものであるといえる（思想の自由市場論）。

26 従って、虚偽表現であっても、「言論」として発進し、思想の自由市場に

委ねる表現の自由が保障されるべきである。

よって、虚偽表現も、表現の自由として、同条項により、憲法上保障されるべきである。

(2) 法案6条は、虚偽表現を流布することを禁止し、それに反すると25条は、
刑罰に処するとしており、両条により、虚偽表現をする自由には制約(以下、
当該制約)が生じている。

(3) イ 表現の自由は、他者との交流により、人が、その内心の思想・信条を
成長発展させることで、自己実現を図ることに寄与する。

又、表現の自由は、民主政(43条1項、93条1項)による社会の
基礎となる、他者との思想・信条の交流を促進するために欠くことがで
きないものである。

従って、表現の自由は、重大な権利である。

ロ 法案6条は、虚偽という表現内容により表現の自由を規制している。

又、虚偽表現を一切禁止することとし、表現行為の前に、事前に規制
している。しかも、法案25条は、虚偽表現をした場合に刑罰を科す
としており、虚偽表現に対する萎縮効果は強い。

従って、法案6条及び25条は、表現の自由を強い態様で制約してい
る。

ハ 従って、本件で、重大な権利である表現の自由が、強い態様で制約
されているから、当該制約が違憲か否かは、厳格な審査基準により判
断されるべきである。すなわち、当該制約の目的が、必要不可欠であ
り、目的達成の手段として最小限度であるか否かで判断する。

(イ) 当該制約の目的は、「虚偽の表現により社会的混乱が生じること
を防止する」(法案1条)ことという、重大な公共の利益に係るもの
ではある。しかも、これが法案化さることになったのは、具体的に、
20××年の甲県の化学工場の爆発事故の際に、虚偽のニュースがS

1 N S 上で流布され、複数の県において、飲料水を求めて店舗に住民が
2 殺到して大きな混乱を招くこととなったという具体的な立法事実が
3 あったことによる。

4 従って、当該制約が一定の必要性があることは認められる。しか
5 し、この 1 件の事案だけで、当該制約をすることが不可欠であると
6 まではいえない。

7 (ロ) 又、例え、当該制約をすることが不可欠であったとして、表現者
8 に刑罰を与えるまでもすることは要せず、S N S 等流布に利用された
9 媒体に罰則付きで削除命令を行うことや、混乱が生じた場合の損害賠
10 償請求を容易にする等他の代替的なより制限的でない手段によっ
11 ても当該目的の達成は相当程度可能であるといえる。

12 従って、当該制約は目的達成の手段として最小限度であるとはい
13 えない。

14 (ハ) よって、当該制約は、2 1 条 1 項に反し、違憲である。

15 第 2 立法措置②について

16 1 法案 9 条 1 項、同条 2 項、及び 2 6 条では、虚偽という漠然とした表現を用
17 いて、S N S 事業者には削除を要求しているが、上記のようにこれは、明確性に
18 欠けることがない。

19 しかも、これら条項で削除が要供されている虚偽表現は、「虚偽表現であるこ
20 とが明白」であり、かつ「選挙の公正が著しく害されるおそれがあることが明
21 白」な特定虚偽表現であり、一般人を基準にして、規制対象を容易に特定し得
22 る程度に、より限定されているといえる。

23 従って、これら条項の表現が、漠然ゆえに、2 1 条 1 項に反し、違憲となる
24 ことはない。

25 2 法案 9 条 2 項及び 2 0 条が、委員会が、S N S 事業者に対し、特定虚偽表現に
26 ついて削除命令をする際に、行政手続法の手続の規定に従わなくてよいとして

1 いることは、31条に反し違憲の疑いがある。

2 (1) 確かに、31条は、刑罰について適正手続を経る必要があることを規定
3 したものであり、行政手続に対する適用はないようにも思える。しかし、行
4 政処分も、国民の権利を一方的に侵害し得る場合は、刑罰を科す場合と類似
5 するから、そのような侵害的な行政処分に関しては、適正手続を経てされな
6 い場合には、31条に反し、違憲となると解する。そして、侵害的な行政処
7 分において、行政手続法の手続を経て行わなければ、適正手続を経ていない
8 といえる。

9 (2) 本件で、委員会(法案15条)は、独立行政委員会である。従って、委員
10 会が、SNS事業者に対し、特定虚偽表現について削除命令をする(法案9
11 条2項)ことは、行政処分である。そして、当該行政処分は、SNS事業者
12 の権利を一方的に侵害し得るため、侵害的行政処分であるから、適正手続た
13 る行政手続法の手続の規定を経て行わなければ、31条に反し違憲である。

14 (3) 従って、法案9条2項及び20条は、31条に反し、違憲である。

15 3 法案9条1項、同条2項及び26条が、SNS事業者が、特定虚偽表現につい
16 て削除することを強制し、従わないと刑罰を科すとするは、SNS事業者
17 の表現の自由を侵害し、21条1項に違反する疑いがある。

18 (1) 21条1項は、出版の自由についても表現の自由の一環として憲法上保障
19 している。

20 そして、SNS事業者が、自己の運営するSNS上でどのような表現を許
21 すかを定める自由は、出版の際に、出版者が、出版物にどのような内容を載
22 せるかを選択する自由と類似している。

23 従って、SNS事業者が、特定虚偽表現を任意に削除せず(法案9条1項)、
24 自己の運営するSNS上に残す自由は、出版の自由に準じて、21条1項
25 により、憲法上保障されている。

26 (2) 法案9条1項、同条2項及び26条は、SNS事業者が、特定虚偽表現を

1 削除することを強制し、従わないと刑罰を科すとしており、両条により、S
2 N S 事業者が、特定虚偽表現を自己の運営する S N S 上に残す自由に制約
3 (以下、当該制約)が生じている。

4 (3) イ 特定虚偽表現を削除することを強制することは、表現内容により表現
5 の自由を制約するものである。しかも、削除命令に従わない場合に刑罰
6 を科すとすることは、表現の自由を委縮させる度合いが強い。

7 従って、本件は、強い態様で、制約が課されているといえる。

8 しかも、表現の自由は上記通り、重要な権利である。

9 それは、本件の表現の対象が虚偽表現であることや、S N S 事業者に
10 にとって、営利的言論であることはあっても、その重要性にかわりはない
11 と解する。なぜならば、それが表現である以上、表現の自由市場論が妥
12 当し、特定の者により良否が判断されるべきでなく、多数の者による自
13 由な交流の場で、それらの者が対抗言論をたたかわせた結果、良否が判
14 断されることを保障すべきだからである。

15 ロ しかし、表現の自由といえども濫用は許されず、公共の福祉による
16 制限は免れ得ない(12条後段参照)。

17 本件で、規制対象とされる特定虚偽表現は、「選挙の公正が著しく害
18 されるおそれがあることが明白」な表現にかんして、選挙運動の期間中
19 及び選挙の当日に限り規制しているから(法案9条1項)、本件の表現
20 の自由の制約は、公共の福祉による制限であるといえる。

21 従って、当該制約が、21条1項に反せず、合憲と判断できるかの審
22 査基準は、厳格な基準までは要せず、それより緩やかな基準で足りる。

23 よって、制約の目的が重要であり、当該制約が、目的達成のために必
24 要かつ合理的であり、目的達成のための手段として相当であれば、当該
25 制約は合憲であると解する。

26 (イ) まず、目的が重要か否かは、具体的な立法事実に基づき重大

1 な公共の利益の達成を目的とするか否かによると解する。

2 本件で、当該制約の目的は、選挙運動の期間中及び選挙の当日
3 におけるSNS上の虚偽表現である特定虚偽表現から選挙の公
4 正を確保する（法案1条、法案9条1項参照）という重大な公
5 共の利益を達成することにある。しかも、当該制約は、20X
6 X年、実際に、乙県の知事選挙の際に、「県は独自の税を条例で
7 定めて県民負担を増やすことを計画している。」という虚偽のニ
8 ュースがSNS上で流布され、現職知事である候補者が落選す
9 るという具体的な立法事実に基づいてされた。

10 従って、当該制約の目的は重要であるといえる。

11 （ロ） 次に、制約が、目的達成のために必要であるか否かは、目的
12 達成のための手段が他にあるか否かにより判断し、当該制約が
13 合理的であるとは、目的達成のために効果的である場合をいう
14 と解する。

15 本件で、特定虚偽表現を規制して、選挙の公正を確保する目的
16 を達成するためには、SNS上に、特定虚偽表現を載せること
17 を直接規制することは非常に困難であるから、SNS事業者に
18 削除義務を与える法案9条1項以外の手段は、考えにくいとい
19 える。しかも、当該手段は、法案9条2項及び26条と併せ
20 ると、削除の実効性を高め、目的達成のために効果的であるとも
21 いえる。

22 従って、当該制約は、目的達成のために必要かつ合理的である
23 といえる

24 （ハ） さらに、目的達成のための手段として相当であるとは、目的
25 達成のために最小限度であり、過剰ではないことをいうと解す
26 る。

1 本件で、当該制約は、確かに、刑罰まで科すとしており、最小
2 限度であり、過剰ではないとまではいえないようにも思える。

3 しかし、当該制約は、まず、法案9条1項によりSNS事業者
4 に自発的な削除義務を与え、それが行われない場合に初めて、
5 委員会による削除命令が出され（法案9条2項）、刑罰が科され
6 るのは、その命令に従わないような場合だけである。

7 一方、当該制約をする目的は、選挙の公正を確保するという重
8 要な目的達成のためである。

9 従って、当該制約は、本件のような重要な目的達成のための手
10 段として行われることを考えると、最小限度であり、過剰では
11 ないといえる。

12 よって、当該制約は、目的達成のための手段として相当である
13 といえる。

14 ハ 以上より、当該制約は、21条1項に反せず、合憲である。

15 以上